

オルタナティブスクールゆきち 会則

(名称)

第1条 この会は、「オルタナティブスクールゆきち」という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、徳島市城東町におく。

(目的)

第3条 この会は、徳島県に不登校児童に対して、居場所づくりに関する事業を行い、こどもや保護者の精神的不安を取り除き、徳島の教育環境の改善に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 子ども同士の交流の場づくり
- (2) 不登校児童の保護者から相談を受ける場づくり
- (3) 本会と地域の関わりを作るために交流の場づくり

(会員)

第5条 この会は、第2条の目的に賛同する者であって、かつ前条の事業に参加できる者をもって構成する。

2 この会に入会又は退会を希望する者は、書面をもって代表に届け出て、受理された日から会員となり、又は会員でなくなる。

3 入会及び退会は自由にできる。

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく。

代表(1名) 副代表(1名) 監事(1名)

(会費)

第7条

特に設けない。